

「釧路市手話言語条例」の概要

手話は、日本語と異なる言語であり、ろう者のコミュニケーションや、思考や感情の基盤となるものとして、ろう者の間で大切に育まれてきました。

しかし、長年にわたり、手話は言語として認知されず、ろう者は、多くの不便や不安を感じながら生活してきた中で、ようやく平成23年の障害者基本法の一部改正において、言語に手話が含まれることが規定されました。

このような状況の下、ろう者が安心して暮らすことができるよう、市民一人一人の手話に対する理解を深め、手話を使用しやすい環境を整備していくことが必要となっています。

目的

手話の普及に関して、「基本理念」を定め、「市の責務」と「市民及び事業者の役割」を規定し、ろう者であるかないかによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に住み慣れた地域で心豊かに暮らすことができるまちづくりの実現を目指します。

基本理念

「手話が言語であること」と「ろう者が意思疎通のために手話を使用することを保障される権利を有すること」を前提として、「全ての市民が、相互に人格と個性を尊重し合うこと」を基本に、手話の普及は行われなければならないことを定めています。

市の責務

手話の普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

市民・事業者の役割

- 市民は、手話に対する関心と理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとします。
- 事業者は、市が推進する施策に協力し、サービスを提供するときや、ろう者が働く職場環境において、手話の使用について配慮するよう努めるものとします。



《手話啓発推進委員会の設置》

手話の普及に関する施策に、ろう者、手話通訳者その他の関係者の意見を反映するため、手話啓発推進委員会を開催します。